

令和7年色麻町議会定例会9月会議会議録（第7号）

令和7年9月17日（水曜日）午前10時00分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 5番 相原和洋君

欠員 なし

会議録署名議員

3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	遠藤洋君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野健君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	鎌田一博君
教育長	千葉律之君
教育総務課長兼学校給食	大河原基典君

センター所長	
生涯学習課長兼公民館長	竹 荒 弘 君
兼農村環境改善センター 所長	
農業委員会事務局長	早 坂 あゆみ 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	井 上 勝 美 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第7号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議発第10号 天野秀実議長に対する不信任決議について
- 日程第3 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議発第10号 天野秀実議長に対する不信任決議について
- 日程第3 議員の派遣について

午前10時00分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日、議員提出の会議事件1件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。

追加された会議事件は、議発第10号天野秀実議長に対する不信任決議についてであります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において6番河野 諭議員、7番西村義隆議員の両議員を指名いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、ここで副議長と交代するため、暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

〔議長 天野秀実君 議長席退席、副議長 白井幸吉君 議長席着席〕

○副議長（白井幸吉君） 休憩を閉じて会議を開きます。

暫時の間、議長に代わり進行をいたします。

日程第2 議発第10号 天野秀実議長に対する不信任決議について

○副議長（白井幸吉君） 日程第2、議発第10号天野秀実議長に対する不信任決議についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番天野秀実議員の退場を求めます。

〔13番 天野秀実君 退場〕

○副議長（白井幸吉君） ただいまの出席議員は11名です。

それでは、提出者から説明を求めます。6番河野 諭議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔6番 河野 諭君 登壇〕

○6番（河野 諭君） まず初めにですね、こちら側の不備で審議が今日になってしまったことを、皆様にまずもっておわびを申し上げます。今後、こういったことがないように気をつけてやっていきたいと思っております。

それでは、議発第10号、天野秀実議長に対する不信任決議について。

標記議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年9月16日提出。

提出者議員、河野 諭。

賛成者議員、山田康雄。賛成者議員、佐藤 忍であります。

本議会は、色麻町議会議長天野秀実氏を信任しがたいと認め、ここに不信任の意を表

明するものである。

提案理由。

令和7年8月18日開催の議会運営委員会中に、議会事務局長に対し、天野秀実議長がハラスメント行為を行った。

内容は以下のとおりであります。

1. 書類を机に叩きつけて椅子に座る。
2. 「全ての書類、日程について、どの書類が正しいか電話をよこせ」と強い口調で命令。
3. 「日程があるたびに、朝、電話をよこしなさい」と強い口調で命令。
4. 「職員を辞めろ」と暴言。なお、この暴言の回数は計3回も言いました。

こういった行動や発言は、議員として、議長として、そして人としてあるまじき行為であり、職員の心身への負担を考慮したとき、とても許されるものではありません。

また、令和7年8月4日に利府町で宮城県町村議会議員セミナーがあり、ハラスメント研修を行ったばかりであります。この宮城県町村議会議員セミナーは宮城県町村議会議長会が主催であり、その主催者の一員である議長がハラスメントを行ったことは、言語道断で一般常識を欠如している行為であります。

まずは、議長の速やかな辞任を求めます。

以上で提案理由とさせていただきます。

○副議長（白井幸吉君） 以上をもって説明を終わります。

○副議長（白井幸吉君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） それでは、質疑をさせていただきます。

提案者にあっては、ハラスメントを受けたであろう被害者に対してどのような声がけをされたのか、まず1つ。

それに、役場にあるであろう相談所、また相談窓口相談したらいいんじゃないか、また、上司に相談したらいいんじゃないかという指導はされたのか。

それに、こういった事案は、一番大事なのは被害者の意思、気持ちがどうなのかということを確かめられたのか、お尋ねをいたします。

○副議長（白井幸吉君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 全てのことに答えられるかどうか分かりませんが、被害者である事務局長に対し声がけはしたのかという話は、特にはこちら側からは私はしておりません。ただ、これはとても許されるものではないので、議会としても対応はしますという話は事務局長にはお話しをしました。

また、相談を誰かにしたらいいんじゃないかということは、こちら側からは言っておりませんが、本来、事務局長を守る立場である議長がハラスメントを行ったということは、誰がじゃあ守るんだとなれば、我々議員でまず守るしかないんじゃないのかなとい

うことで、賛成者議員とも相談し、この議案を出しているという経緯でもあります。

また、被害者の気持ちのこと、被害者の気持ちが一番大事ではないかということですが、もちろん大事であると思います。職員を辞めろと暴言を3回言われて、平気でいられる人はいないと思います。

また、8月4日の研修では、直接的ではないけれども間接的に、その場にハラスメントの現場にいたとか、聞いたとか、そういうのも間接的にハラスメントになると、そういった研修を8月4日に、私たち全員ではないですけども、ほぼ全員受けたばかりであるのにもかかわらず、ああいった職員を辞めろといった暴言を3度も言うということはある得ない行為だと私は思っております。

以上です。

○副議長（白井幸吉君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 特別声がけはしなかったと。そしてまた、相談窓口への誘導もしなかったと。そしてまた、本人への配慮、確認もしなかったと。そうした中で、議員としてそういう行為に対して守るのは議員だという立場からやったということは、そういう遭遇した提案者の気持ちがそこに入ってたというふうに捉えていいのか。

そう捉えるんですけども、そうした中で、やはりハラスメント等々についてね、これは容認できるものではありません。誰もそう思っています。

そういった中で、やはり一番大事なのは、受けたであろう被害者のことなんで、それらを確認しないでやるというのは、こういった正義感というのかな、そういった中やるのでも、もう少し考えるべきではなかったのかなという感じを受けるんですけども、そういったものについてはどのようにお考えなのか。

そして、一番大事な確認は、被害者の確認はなぜ取らなかったのか。どういう気持ちなのかということをしっかり取ってからの行動ではないのかなというふうに私自身は考えるものだから、お尋ねをしております。

○副議長（白井幸吉君） 6番河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 被害者への確認をなぜしなかったのかということですが、確認といいますか、大丈夫ですかと、こちら側から、私から声はかけました。局長は大人ですので、大人の対応で、大丈夫ですということを言っておりましたが、暴言を3回も吐かれて大丈夫なわけは本来ないわけで、ここから先、私が声をかけるというのはどうなのかなと思って、それ以上のことは言いませんでした。議会としてもこちらでは対応しますという話は、局長にはいたしました。

被害者の気持ちの考慮というのが大事ではないのかなという質問がありましたが、暴言を3度吐かれてですね、うれしい人なんか誰もいないわけでありまして、あれ普通の人でありましたら、仕事なんかできなくて、多分仕事を休む、そういったこともあり得るかもしれない。そういったひどいハラスメントだったというのは、あの現場にいた中山議員も私は分かるんだと思いますので、この行為は許されるものでは全くないと私は思っておりますし、あの現場にいた人たちはみんなそうだと私は思っております。とて

も許される行為、発言ではなかったと思っております。

以上です。

○副議長（白井幸吉君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○副議長（白井幸吉君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○副議長（白井幸吉君） これより議発第10号天野秀実議長に対する不信任決議についてを採決いたします。

採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議発第10号について、原案に賛成の議員は賛成のボタンを、原案に反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○副議長（白井幸吉君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔電子採決システムにより確定〕

賛成多数です。よって、議発第10号天野秀実議長に対する不信任決議については、原案のとおり可決することに決しました。

〔賛成10名：1 番工藤昭憲君、2 番高森すみえ君、3 番佐藤 忍君、4 番小松栄喜君、
6 番河野 諭君、7 番西村義隆君、8 番小川一男君、9 番今野公勇君、
10 番中山 哲君、11 番山田康雄君〕

〔反対0名〕

○副議長（白井幸吉君） ここで13番天野秀実議員の入場を許可します。

〔13番 天野秀実君 入場〕

○副議長（白井幸吉君） それでは、ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

〔副議長 白井幸吉君 議長席退席、議長 天野秀実君 議長席着席〕

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま議長不信任決議案が可決されましたが、この決議には法的な措置はありませんので、このまま議長職を続けさせていただきます。

日程第3 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容につきましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはこのとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員の派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

○議長（天野秀実君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって令和7年色麻町議会定例会9月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日9月18日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日9月18日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時17分 散会